

＝第15回定期全国大会＝

「厳しい局面を打破し、新たな前進を確認」

岡村委員長・山本事務局長を再選



大会では、東日本大震災や豪雨・豪雪などの自然災害に対する現場体制の不備は正や給与削減法案撤回を

出先機関廃止反対、職場・直轄守れの大運動 地域から反響の大きかった

求めた「要求支持署名」を、短期間の取り組みで全支部が目標を達成し、団体交渉で官房長が「業務執行体制改善の要求は皆さんの話を良く聞きたい」と回答するなど、職場の声を大事にし、要求、運動していくことの重要性が改めて確認されました。

また、「出先機関廃止」ブロック単位での地方移譲反対の運動では、東日本大震災やその後の台風12号災害などで、地方整備局が国の機関としての役割を果たす中、地方議会請願・首長懇談会を精力的に取り組み、九州支部では、旧全建

国土交通省管理職ユニオンは、五月二六・二七日の両日、愛知県豊橋市「ホテルシーパレスリゾート」において、第一五回定期全国大会を開催しました。

大会には、代議員・役員・来賓・傍聴者など七九名が参加し、この一年間の運動の総括と今後一年間の運動方針などを満場一致で採択し、岡村委員長をはじめとする新役員を選出しました。



NO. 186
2012. 6.20

発行
国土交通省管理職ユニオン
所在地
東京都千代田区霞ヶ関2-1-2 中央合同庁舎2号館
TEL 03-3509-1138
Eメール
k-union@alpha.ocn.ne.jp
ホームページ
http://www7.ocn.ne.jp/~k-union

2012年度 国交管ユニオン 中央本部役員

役職	氏名	年齢	新再	出身・勤務先
委員長	岡村 昌美	58	再	近畿 兵庫国道管理第1課長
副委員長	中山 幸男	61	再	関東 専従
副委員長	飯田 繁	58	新	地理 応用地理部応用地図課長
副委員長	塩冶 康人	52	新	中部 豊橋河川 豊川出張所長
副委員長	河野 健次	55	再	近畿 大和川河川 用地1課長
副委員長	安藤 勇	52	再	関東 大宮国道 熊谷国道出張所長
副委員長	神野 隆司	53	再	九州 大隅河川国道 工務第2課長
事務局長	山本 敏一	56	再	北陸 飯豊山系砂防 調査・品質確保課長
事務局長次長	坂内 亮	64	再	関東 専従
事務局長次長	羽切 正好	56	再	中部 富士川砂防 富士川砂防出張所長
事務局長次長	田中 龍也	54	再	近畿 姫路河川国道 第1維持出張所長
執行委員	大槻 金二	59	再	東北 仙台河川国道 石巻国道維持出張所長
執行委員	高橋 昭一	57	再	北陸 阿賀川河川 工務課長
執行委員	上林喜美夫	57	再	関東 京浜河川 新横浜出張所長
執行委員	海野 鐘弘	56	再	中部 木曾川下流河川 弥富出張所長
執行委員	山本 健二	54	再	近畿 大和川河川 品質確保課長
執行委員	牛尾 正孝	57	新	中国 広島国道事務所 品質確保課長
執行委員	神前 巖	51	新	四国 徳島河川国道 日和佐国道出張所長
執行委員	坂井 泰博	51	再	九州 熊本河川国道 工務第2課長
執行委員	川本 利一	58	新	地理 企画部防災推進室長
会計監査	川崎 光廣	58	新	中部 静岡河川 管理課長
会計監査	小林 治	50	再	関東 北首都国道 経理課長
事務局員	太田 徹信	67	再	関東 本部
事務局員	山守 隆	62	再	関東 渡良瀬川河川 再任用

各地で首長や議会との懇談の中で、職員が災害対応・復旧の最前線で活躍する姿が、各自治体の首長など

労と協力し、九州全地方議会の四〇％を超える議会で請願採択を実現し、「九州広域連合」のお膝元で整備局廃止反対の運動が広がっていることが報告されました。

組織では残念ながら、昨年度大会を回復できませんでしたが、職場での存在感をいっそう広げ、早期に六〇〇名組織を達成すると共に、七〇〇名組織を展望し、また、賃金・退職金削減など攻撃が大規模化していることから、要求実現のため、国公労連との連携、オプ加盟の検討なども進めていくことを確認しました。

仕事や職場の問題では、近年入札制度の相次ぐ変更、過度の説明資料や、中には幹部の「個人的趣味」とも思われる資料、仕事のやり方などで本来業務はそっちのけで長時間・過重労働に追われている実態が出され、「もっと国民目線で、住民に役立つ仕事と定時に帰れるような職場環境を」などの切実な実態が出さ

から評価を受け、私たちの活動や主張が支持を広げていることも多くの支部から報告がありました。

6級昇格など処遇改善、過重労働解消を

組織を拡大し、攻撃に歯止めを

れ、今後、災害時の体制整備、処遇改善の要求とあわせ、この面での運動強化を確認しました。

移譲法案の閣議決定出来ず！！

拙速・協議無し・災害対応不安、市町村猛反発

しかも法案はまともな行政体の形無し

政府は6月8日の「アクションプラン推進委員会」で、出先機関の移譲法案（国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案）を確認、15日の閣議決定を予定していました。しかし、この日の閣議決定が出来ず、先送りとなり、今国会での法案成立はほぼ頓挫、「24年度法案成立、26年度移行」の方針も不透明な状況となっております。

6月16日付日経新聞は「出先機関、地方移管に暗雲」「市町村の反発強く」と見出しを掲げ、暗礁に乗り上げた理由は「民主党の反対と自治体の足並みの乱れ」としていますが、「市町村が反発したことが党内の反対論が勢いついた」と、地域草の根からの反対の運動、意見が閣議決定を先送りに追い込み、「分権論議、一から出直しを（日経新聞）」の状況を作ったことを示唆しています。

6月議会でも引き続き地方自治体の請願採択が行われ、整備局移管反対の支持は一層広がっていますがこれをバネに政府に法案提出断念、国民本位の整備局充実の運動を一層発展させることが求められます。

五〇〇を超える自治体で意見書採択 全国市長会は改めて決議・意見表明

一面紹介のように、全国大会では整備局の地方移譲に反対する意見書採択の運動が各支部から報告されました。

四国高知県では三四自治体中三三自治体で採択され、地域自治会（四十市）から事務所存続の署名運動が行われるなどの動きが生まれています。

また、近畿福井県でも自治体自ら意見書をあげる（大野市）動きも報告され、九州や関西広域連合の足元から反対の動きが広がり、大会時点で集約された自治体からの意見書は五〇〇を超えています。

私たちの運動も反映し、3月には「地方を守る会」が発足し、今では四八九の自治体に広がっています。こうした自治体の動きを受け、全国市長会は6月6日に国の出先機関に関する決議（下記）を採択、さらに6月18日にも「国の出先機関改革に関する意見」を発表し、移譲の全体像や財源措置が不明確なことを指摘し、改めて拙速な結果の押しつけをやめ、基礎自治体の十分な協議、十分な検討を要請しています。

対象機関は地方整備局、経済産業局、地方環境事務所 職員は自動的に広域連合に

明らかにした移譲法案は、移譲の対象を地方整備局、経済産業局、地方環境事務所とし、移譲できる主体は「2以上の都道府県が加入する広域連合で、移譲対象機関の管轄区域を包括するもの（例外がある場合は政令で定める）」並びに北海道及び沖縄県」としています。

移譲を受けようとする広域連合等は該当する市町村の意見を聞いた上、議会の議決を受け、「事務等移譲計画」を策定、総理大臣はこれを認定、対象機関の事務、人員等が移譲されることとなります。

認定を受けた広域連合が解散または管轄区域を包括しなくなったときは認定の効力を失うとしています。

職員の引き継ぎでは認定を受けたとき「別に辞令を発せられない限り、事務等が移譲された日に於いて、当該広域連合等の相当の職員になる」とし、処遇は、「給与、休暇、服務の条例等による」として、退職手当の取り扱いの他は法案上

明記されていません。現在広域連合が組織されているのは関西、九州で、中国、四国が手を上げていますが、関西は奈良が入っており、中国、四国は整備局の移譲を希望していません。

この法案によれば、整備局は直轄と広域連合に分けられ、広域連合の中には受け取らないところがあり、さらに認定を受けた広域連合が効力を失った場合はまた国に戻る、そのたびに職員も行ったり来たりとなる。こんな組織にまともな仕事が出来るとは思えません。また、職員も安心して職務に専念できるでしょうか！

国民の生命 財産を守り、国土建設の将来をまともに考えたものとはとても思えません。法案を撤回し、まさに一から出直すべきです。

第8回管理職員等アンケートを取り組みます。
＝今回も絶大なご協力をお願いします。＝
6月末から8月中旬にかけて第8回管理職員等アンケートを実施します。今回は仕事の問題、整備局移譲、再任用などが中心です、是非ご協力をお願いします。

国の出先機関改革に関する決議

政府においては、平成22年12月28日に閣議決定された「アクションプラン～出先機関の原則廃止に向けて～」に基づき、現在、広域連合制度をベースとした特定広域連合等に国の出先機関の事務等をブロック単位で移譲する「国の特定地方行政機関の移譲に関する法律案（仮称）」の検討がなされている。

本会では、これまで、真の分権型社会の実現のため、基礎自治体優先の原則、補充性・近接性の原理に基づく国・都道府県・市町村の役割分担の明確化及び事務事業の再配分とともに、国と地方の二重行政の解消のための出先機関改革及びその場合における広域的かつ機動的な災害応急対応や災害復旧のあり方などについて、基礎自治体の意見を踏まえ十分な検討を行うよう求めてきたところである。

しかしながら、国の出先機関が実施している事務等に密接不可分の利害関係を有する基礎自治体に対して、この出先機関改革について具体的な説明や協議等が十分に行われてこなかったことは極めて遺憾である。

特に、出先機関の事務等をブロック単位で移譲する場合の受け皿となる広域の実施体制のあり方については、東日本大震災等において出先機関の果たしている役割等を踏まえ、大規模災害時等の緊急時における対応や迅速な復旧・復興をはじめとする広域的かつ機動的な危機管理体制等について、基礎自治体の意見を踏まえた具体的な十分な議論が必要である。

また、都道府県もまた広域的な組織体制や必要な財源の確保、ブロック内での利害調整と基礎自治体の間わり方等、広域の実施体制における意思決定のあり方等の具体的な重要事項について明確にされておらず、事業の実施に大きな支障が生じることが懸念される。

よって、出先機関改革の検討にあたっては、地域住民の安全・安心に直接責任を有し、地域の実情に精通している基礎自治体と十分な協議を行い、その意見を反映させて慎重に対応することが必要不可欠であり、将来に後遺を残すことなく、拙速に進めることのないよう強く要請する。

以上決議する。

平成24年6月6日

全 国 市 長 会